様式第19号（第20条関係）

（表面）

保有個人情報の不訂正決定通知書

第 　　 号

年　 月 　 日

様

埼玉西部環境保全組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 管理者

年　　月　　日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正しないことと決定しましたので、埼玉西部環境保全組合個人情報保護条例第33条第2項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称又は内容 |  |
| 訂正しない理由 |  |
| 担当係 | 係  電話番号　　　　　　　　　　　（内線　　　　　） |
| 備考 |  |

（裏面）

教　　示

1　審査請求について

　 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉西部環境保全組合管理者に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

　 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉西部環境保全組合を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において埼玉西部環境保全組合を代表する者は、埼玉西部環境保全組合管理者です。

　 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。